

# 大島町災害廃棄物処理計画（概要版）

## 計画策定の背景及び目的

大島町（以下、「本町」という。）を計画対象区域として、これまでに発生した災害対応の教訓や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、より具体的で実効性の高い災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を作成することを目的とする。

## 計画の位置づけ

本計画は、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）」及び「東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）」に基づき、災害廃棄物処理についての本町の基本的な考え方、処理方法等を示すものである。

## 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、「東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）」に基づき、地震災害、風水害（土砂災害を含む）等とする。

想定災害名		南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震
地震規模		マグニチュード 9.1	マグニチュード 8.2
震度別面積率	5 強	99.95 %	11.84 %
	6 弱	0.05 %	87.94 %
	6 強以上	0.00 %	0.22 %

## 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。なお、事業場において発生した災害廃棄物は、原則、事業者が処理を行うものとする。

区分	対象
災害廃棄物	可燃物、木くず、畳・布団、不燃物、コンクリートがら、金属くず、廃家電、小型家電、腐敗性廃棄物、適正処理が困難な廃棄物 等
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理
し尿	くみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

## 処理目標期間の設定

処理期間については、大規模災害は災害発生から概ね3年以内の処理完了を目標とするが、災害規模に応じて可能な限り短縮に努めるなど適切な処理期間を設定する。

時期区分		特徴	時間の目安
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

## 災害廃棄物業務対応の概要

①仮置場での対応（がれき等災害廃棄物の運搬）、②避難所から発生するごみやし尿の収集、③一般廃棄物処理施設における処理、といった3つの業務が柱となる。

## 組織体制・情報共有

### ■収集を要する情報のリスト

- 災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況
- 建物の被害状況（全壊、半壊、焼失戸数）
- 浸水状況（床上浸水戸数、床下浸水戸数）
- 一般廃棄物処理施設の被害状況
- 収集業者、車両等の被害状況
- 道路、上下水道の被害状況
- 土砂、がれき類の発生量見込みと処理方法
- 粗大ごみ等の発生量見込みと処理方法
- 仮置き場の確保状況、残容量
- 被災トイレ、浄化槽の状況
- 避難所仮設トイレの設置状況、し尿収集と処理方法
- 外部に要請が必要な応援内容

ただし、時間の経過とともに変化する情報が多いことから、定期的に新しい情報を収集し、共有するよう努める。

## ■連絡体制

- 災害対策本部との連絡  
災害廃棄物の処理に関する災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、連絡担当者をおいて行う。
- 東京都との連絡  
廃棄物処理施設や家屋等の被害状況及びがれきの発生量について、都（環境局）に対して報告する。
- 近隣島しょ、市町村との連絡  
連絡担当者は、近隣の市町村の清掃関連部署と情報交換を行う。
- 関係団体、民間事業者との連絡  
応援協定を締結している関係団体と情報交換及び対策の調整を行う。廃棄物処理業者との情報交換及び連絡調整は各担当において行う。

## ■関係主体との協力、連携

締結済みの協定は、以下のとおりである。

今後は、損傷した浄化槽の復旧に関する協定や、仮置場の借り受けに関する協定等の締結について検討を行う。

応援の種類		締結先
警察 ・消防	消防応援	東京消防庁
	施設の提供	大島警察署
自治体 等	被災者の生活支援等	東京都
	島外避難の支援及び避難者の受け入れ等	島しょ町村
	応急措置及び応急復旧に必要な資機材等の提供等	東伊豆町
	災害時の情報交換	国土交通省
民間 事業者	避難所施設利用	大島高等学校      ほか
	道路・橋梁等公共土木施設の応急復旧対策等	大島建設業協会      ほか
	要配慮者の受け入れ等	社会福祉法人 椿の里      ほか

## ■受援体制

行政機能が低下している被災市町村自らの体制だけで対応をとることは困難である。このため、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を構築する。また、ボランティアや災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）への支援要請を行う。

## 一般廃棄物処理施設の状況

町内の中間処理は「大島町千波環境美化センター（大島町野増字上センバ412）」において、最終処分は「大島町安定型最終処分場（大島町差木地字奥山593番地）」と「大島一般廃棄物管理型最終処分場（東京都大島町差木地内）」において行われる。

災害時は災害廃棄物発生量を適宜正確に把握し、要処理量と処理可能量の比較を行う。処理完了目標期間内（概ね3年）に処理を終えることができないと見込まれる場合には、関係市町村への応援を要請する等、対策を講ずる。

## 災害廃棄物発生量等の推計

### ■地震災害

#### ● 災害廃棄物

国や都が例示する推計式を参考に、発生量の推計を行う。

項目	南海トラフ巨大地震		元禄型関東地震	
	発生量	仮置場必要面積	発生量	仮置場必要面積
コンクリートがら	8,656 t	2,339 m <sup>2</sup>	22,248 t	6,013 m <sup>2</sup>
木くず	1,359 t	988 m <sup>2</sup>	4,501 t	3,273 m <sup>2</sup>
金属くず	549 t	194 m <sup>2</sup>	1,285 t	455 m <sup>2</sup>
その他（可燃）	306 t	306 m <sup>2</sup>	951 t	951 m <sup>2</sup>
その他（不燃）	2,168 t	788 m <sup>2</sup>	6,739 t	2,451 m <sup>2</sup>
津波堆積物	3,178 t	871 m <sup>2</sup>	2,496 t	684 m <sup>2</sup>
廃家電	40 t	16 m <sup>2</sup>	128 t	51 m <sup>2</sup>
合計	16,256 t	5,502 m <sup>2</sup>	38,348 t	13,878 m <sup>2</sup>

※ 四捨五入の関係で、表内の数値が一致しないことがある。

#### ● 生活ごみ、避難所ごみ、し尿

項目	必要収集量
生活ごみ	2,865 t/年
可燃ごみ	1,807 t/年
不燃ごみ	478 t/年
粗大ごみ	580 t/年
避難所ごみ	9,129 kg/日
し尿	25 kL/日

## ■風水害（土砂災害を含む）等

### ● 災害廃棄物

過去の災害時の発生量を基に設定する。なお、実際には、平成 25 年台風 26 号において 99,228 m<sup>2</sup>、令和元年台風 15 号において 13,165 m<sup>2</sup>を一次仮置場として利用した。

項目	平成 25 年台風 26 号と同規模		令和元年台風 15 号と同規模	
	発生量	仮置場必要面積	発生量	仮置場必要面積
コンクリートがら	3,070 t	830 m <sup>2</sup>	2,953 t	798 m <sup>2</sup>
廃木材	6,489 t	4,719 m <sup>2</sup>	3,533 t	2,569 m <sup>2</sup>
金属	311 t	110 m <sup>2</sup>	206 t	73 m <sup>2</sup>
安定埋立物	51 t	20 m <sup>2</sup>	44 t	18 m <sup>2</sup>
建設混合廃棄物	1,363 t	2,097 m <sup>2</sup>	293 t	451 m <sup>2</sup>
布団	8 t	8 m <sup>2</sup>	32 t	32 m <sup>2</sup>
畳	38 t	38 m <sup>2</sup>	46 t	46 m <sup>2</sup>
可燃性廃棄物	4,307 t	4,307 m <sup>2</sup>	—	—
不燃物、焼却残渣	283 t	103 m <sup>2</sup>	—	—
タイヤ	7 t	14 m <sup>2</sup>	—	—
廃家電等	95 t	38 m <sup>2</sup>	—	—
土砂	216,922 t	59,431 m <sup>2</sup>	—	—
グラスウール	—	—	1 t	1 m <sup>2</sup>
漁網等	—	—	17 t	57 m <sup>2</sup>
廃プラスチック類	—	—	106 t	121 m <sup>2</sup>
石膏ボード類	—	—	139 t	186 m <sup>2</sup>
ルーフィング	—	—	17 t	13 m <sup>2</sup>
合計	232,945 t	71,715 m <sup>2</sup>	7,387 t	4,365 m <sup>2</sup>

※ 四捨五入の関係で、表内の数値が一致しないことがある。

### ● 生活ごみ、避難所ごみ、し尿

項目	必要収集量
生活ごみ	2,865 t/年
可燃ごみ	1,807 t/年
不燃ごみ	478 t/年
粗大ごみ	580 t/年
避難所ごみ	9,925 kg/日
し尿	25 kL/日

## 災害廃棄物処理に関する基本方針

### ■ 災害廃棄物

がれきは災害地の復旧作業の障害になることから、町内に仮置場を確保し、災害地から迅速に仮置場に搬出するものとする。損壊家屋等の解体撤去・搬送に関しては、協定を締結している建設業者等と連携をとり、道路の復旧状況と関連付けながら、迅速に行うこととする。がれきは可能な範囲で選別・破碎等の中間処理を行い、リサイクルに回すものとする。

廃棄物の種類	リサイクル事例（用途）	
コンクリート	粗破碎	建設用材
	破碎	路盤材／埋め戻し材
	破碎・粒調	再生骨材／コンクリート骨材
	粗破碎	埋立用材
金属くず	選別・切断	建設用材
	選別	製鋼原料
木くず	選別・製材	建設用材
	チップ化	パルプ原料／ボード材／肥料
	破碎・木炭化	燃料

### ■ 仮置場の確保

平成 25 年台風 26 号においては約 99, 228 m<sup>2</sup>、令和元年台風 15 号においては 13, 165 m<sup>2</sup>を利用した。その中には、民間から借り受け、町が管理を行った私有地も複数あった。

しかしその後、状況の変化等により、現時点では利用できなくなった仮置場も存在する。したがって、今後は、算定した仮置場必要面積を満足する土地を確保することが必要である。特に、民間から土地を借り受ける場合は協定を締結し、その状況を定期的に見直すことが求められる。仮置場選定時の考慮事項等を、以下に示す。

- 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地
- 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ）
- 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域

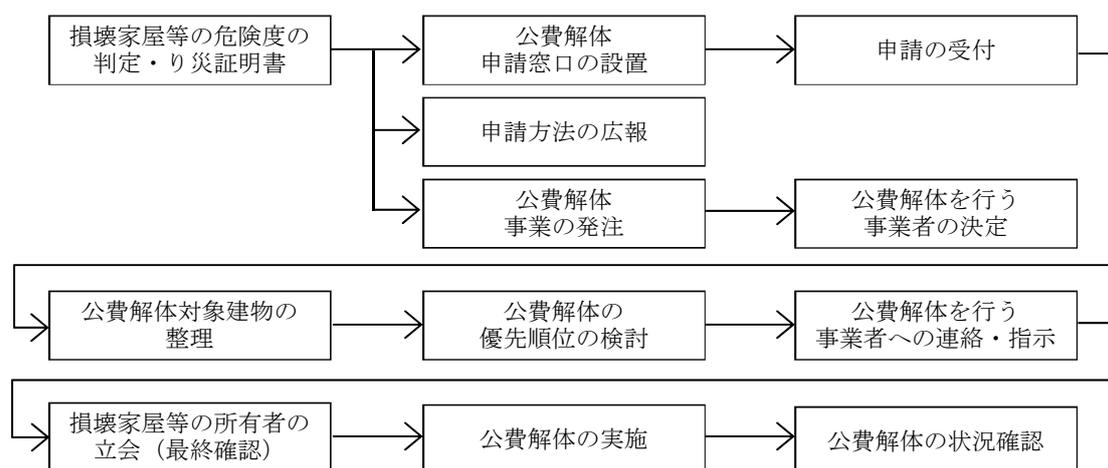
## ■適正処理困難物

適正処理が困難な廃棄物は、危険性を有すること、他の廃棄物の処理に支障になることから、災害時にあっても仮置き場に持ち込めないものとし、引取先等についてリストを整理の上、住民に周知徹底しておく。

## ■損壊家屋の撤去

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができる。

被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。



## ■生活ごみ、避難所ごみ

排出、収集・運搬、中間処理は、平常時の体制を基本とするが、平常時と同様の体制では対応できないと判断した場合は、平常時に構築した連携体制を活用し、速やかに都、他市区町村、民間事業者等に応援要請を行い、体制を整備する。

なお、災害時には通常の収集ルートのほか、避難所からの収集も必要となる。

## ■し尿

ごみの場合と同様に、避難所及び仮設トイレ設営場所からも収集が必要になる。

本町のし尿処理は、合併処理浄化槽もしくは単独処理浄化槽、汲取りにより行われている。

したがって、災害発生時においては、指定避難所の浄化槽の復旧を優先的に進めつつ、補完的に仮設トイレの設置を進めることとする。

## 国庫補助金の事業概要

大規模災害が発生した場合、都を通じて補助金申請手続きの申請を行う必要がある。

項目	内容	
交付対象	被災市町村	
国庫補助率	1/2	
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	
対象事業	災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分	
	災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分	
	仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分	
	国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	
要件	事業費 40 万円以上（指定市は 80 万円以上）	
	降雨	最大 24 時間降雨量が 80 mm 以上によるもの
	暴風	最大風速（10 分間平均風速）15m/s 以上によるもの
	高潮	最大風速 15m/s 以上の暴風によるもの

## 災害廃棄物処理計画の見直し

必要に応じて本計画の見直しを行い、より実行性の高い計画へ更新する。

本計画の見直しを行う場合の例を以下に示す。

- 被害想定が作成された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 訓練、演習を通じて本計画の内容に改善点が見られた場合
- その他計画の見直しが必要と判断された場合

### 大島町災害廃棄物処理計画（概要版）

令和3年3月

大島町水道環境課

Tel : 04992-2-1478

Fax : 04992-2-4430